



2024年5月27日

各位

会社名 株式会社 GSI
代表者名 代表取締役社長 小沢 隆徳
(コード番号：5579 札証本則市場)
問合せ先 取締役業務管理事業部長 原田 裕
(TEL 011-726-7771)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2024年6月26日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第47条（剰余金の配当の決定機関）を新設するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第46条 (現行とおり)</p> <p><u>(剰余金の配当の決定機関)</u> 第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

<p>(中間配当)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 49 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 50 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 26 日 (予定)

以上